

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回戸田市文化財保護審議会
開催日時	令和8年2月16日（月） 午後2時～午後3時
開催場所	戸田市立郷土博物館講座室
委員長氏名	渡邊昭彦
出席者氏名	渡邊昭彦、佐藤勝巳、堀江清隆、駒崎有紀、福田聖
欠席者氏名	なし
事務局	中沢生涯学習課長、本橋主幹、今井主事
議 事	(1) 令和7年度文化財保護事業について【承認】 (2) 令和8年度文化財保護事業について【承認】 (3) その他【承認】
会議結果	生涯学習課文化財担当から議題の内容について報告をし、報告事項に対して文化財保護審議会委員から意見を聴取した。
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	資料1：戸田市指定文化財一覧（県・市） 資料2：広報戸田市11月特集号 資料3：令和7年度文化財保護訓練 資料4：鍛冶谷・新田口遺跡第13次発掘調査概要 資料5：上戸田本村遺跡第8次発掘調査概要 資料6：前谷遺跡第15次発掘調査概要 資料7：戸田市埋蔵文化財発掘調査報告書刊行状況一覧 資料8：令和7年度試掘調査・範囲確認調査一覧 資料9：文化財説明板「道満の渡し」の撤去について 資料10：うばゆり指定解除の流れについて
議事録確定	令和8年3月4日 委員長等氏名 渡邊昭彦

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>開会／午後２時 (於 戸田市立郷土博物館 3階 講座室)</p> <p>開会 事前配布資料(資料1～資料10)の確認。 戸田市文化財保護条例施行規則第3条第2項の規定における成立要件となる委員の過半数の出席を満たしていることを報告。</p>
委員長	<p>次第2 あいさつ</p> <p>委員長あいさつ</p>
事務局	<p>それでは次第の3議事に入らせて頂く。戸田市文化財保護条例施行規則第3条第1項により、審議会の議長を委員長にお願いする。</p>
委員長	<p>それでは議事に入る。議事(1)令和7年度文化財保護事業について、事務局より説明願う。はじめに「1 文化財の保存・活用」から説明願う。</p>
事務局	<p>(担当より議事(1)の「1 文化財の保存・活用」について説明)</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員	<p>令和7年度の文化財講座には多くの参加者があったとのことだが、申込の時に、受講者が戸田市民か市外かが分かる項目を設けているのか。設けていないのであれば、市外からの参加者数を把握するほうがいいのではないか</p>
事務局	<p>市内・市外の項目は設定していないので、来年度以降は設定したい。</p>
委員	<p>文化財講座のオンデマンド動画については文化財保護審議会委員へもURLを送付してほしい。</p>
事務局	<p>オンデマンド講座は講師の方との調整もあるので、必ずしも開催できるわけではないが、オンデマンド講座を行った場合は、文化財保護審議会委員へもURLを送付したい。</p>

委員長	他に質問がなければ、続いて担当から説明をお願いします。
事務局	(担当より議事(1)の「2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用」について説明)
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員	南原遺跡第15次調査で周溝持ち建物の可能性がある周溝状遺構を検出したと報告があったが、周溝持ち建物はどのような構造なのか
委員	弥生時代に近畿・北陸・東海地方で使われていた建物で、竪穴建物が地面を掘り、その土を穴の外側に盛る構造で、周溝持ち建物は、低地の地面を掘ると水が出る場所に作られる建物で、溝状に掘った土を内部に盛って住居とする。住居の形態は竪穴建物と違いはあまりない。昔は方形周溝墓とされていたが、西暦2000年前後くらいに周溝持ち建物という建物であることが指摘され、鍛冶谷・新田口遺跡など今まで方形周溝墓とされる遺構も周溝持ち建物とされるようになっている。
委員	方形周溝墓とされている遺構が、周溝持ち建物になったということか
委員	方形周溝墓自体がなくなった訳ではなく、弥生時代の墓は方形周溝墓を採用している。中期は四隅が切れる形で、弥生時代後期になると全周するようになる。平面の形は方形周溝墓と周溝持ち建物でほとんど同じ場合もある。
委員	研究は進んでいるのであれば、常設展示の解説も変更したほうがいいのではないか。
事務局	常設展示室の内容は開館当時のものなので、修正が必要なものは変更していきたい。
委員	南原遺跡第15次調査で、火葬に係る可能性がある土坑が検出されたとあるが、この時期の火葬墓は、お骨などはでるのか。
委員	火葬墓の形態は大きく2つあり、土器を骨蔵器として火葬した骨を入れている形態であれば残るが、そのまま焼き上げるようにものは、細かいお骨が入っている可能性がある。
委員	埋蔵文化財包蔵地の廃止について、 ^{とうがまえ} 塙構遺跡や蕨城跡の遺跡範囲は、別の形で残す予定はあるのか

事務局	埋蔵文化財包蔵地を設定する時に、通常は地図上に包蔵地範囲を記載するが、塙構遺跡及び蕨城跡については遺跡範囲が分かる地図などが残っていない。埼玉県から送付される遺跡分布図に簡易的な範囲が記載されているのみなので、具体的な範囲については、残すことは難しい
委員長	他に質問がなければ、続いて担当から説明をお願いします。
事務局	(担当より議事(1)の「3 民俗芸能の振興」について説明)
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員長	他になければ4も併せてお願いします。
事務局	(担当より議事(1)の「4 戸田市文化財保護審議会・戸田市文化財保護審議会委員活動」について説明)
委員長	何か質問がありましたら、お受けいたします。
委員長	他に質疑がなければ、議事(1)を承認することとしてよろしいか。 (承認)
委員長	次に、議事(2)をお願いします。
事務局	(担当より議事(2)「令和8年度文化財保護事業について」説明)
委員	令和8年度に「道満の渡し」の説明板を撤去するとの報告であったが、再建する予定はあるのか。道満の渡しは戸田市にとって特徴的なものなので、市民へしっかり周知する必要がある。彩湖道満グリーンパーク内は報告にあるとおり、台風などで冠水する問題もあるが、樹脂素材を使用するなど対策を行い再建するのがいいのではないか。
委員	道満の渡しは、戸田市の歴史でもあるし、彩湖道満グリーンパークは市民の利用も多い為、文化財の周知としては継続して提示していくのも重要である。
委員	戸田市には渡しが3箇所あり、戸田の渡しは知られているが、道満の渡しも県道としても使用されていたもので、戸田市にとって重要なものである。報告のとおり来年度の説明板撤去については行う必要があると思われるが、再来年度以降に説明

	<p>板を再度設置できるよう検討してほしい。</p>
委員	<p>河川敷にあると設置するための許可申請が難しい場合もあるため、設置場所は柔軟に対応してほしい。</p>
事務局	<p>説明板の設置については今後検討していきたい。</p>
委員長	<p>他に質疑がなければ、議事（２）を承認することとしてよろしいか。</p> <p>（承認）</p>
委員長	<p>次に、議事（３）をお願いします。</p>
事務局	<p>（担当より議事（３）「その他」を説明）</p>
委員長	<p>何か質問がありましたら、お受けいたします。</p>
委員	<p>うばゆりが指定解除されても文化財として扱われるのか。戸田市文化財保護条例では、第２条で文化財の種別を列挙し、第５条で市の区域内の文化財を指定することが出来るとあるので、条例では指定を解除しても文化財となるようにみえる。</p>
事務局	<p>指摘のとおり戸田市文化財保護条例では解除しても、文化財ということができる。ただし、管理補助金などの財政的な支援はできない。</p>
委員	<p>うばゆりの指定解除については、出来る限り早めに美女木八幡社と協議をしてほしい。</p>
事務局	<p>検討していきたい。</p>
委員長	<p>それでは議事を終了する。進行を事務局に返す。</p>
事務局	<p>以上で令和７年度第２回戸田市文化財保護審議会を終了する。</p> <p>閉会 （午後３時 閉会）</p>